

北九州市人権問題啓発推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめとする人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動、その他の活動を行うことを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、北九州市人権問題啓発推進協議会（以下「本協議会」という。）と称し、事務所を北九州市人権推進センター人権文化推進課内に置く。

(事業)

第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 同和問題をはじめとする人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動
- (2) 同和問題をはじめとする人権問題に関する諸資料の収集及び整理
- (3) 前各号に定めるもののほか、本協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 本協議会の目的に賛同する市内の企業、団体
- (2) 本協議会の目的に賛同する市内の行政機関
- (3) 北九州市職員のうち、北九州市長又は北九州市教育委員会が推せんする者
- (4) 幹事会により推せんされた者

2 会員の入退会は、幹事会で承認し、総会に報告する。

3 本協議会に、部会を置く。

(役員及び任期)

第5条 本協議会に、会長1人、副会長2人、会計1人、会計監査2人、幹事若干人を置く。

- 2 部会に、部会長1人、副部会長若干人を置く。
- 3 役員は、会員の互選による。ただし、正・副部会長は、当該部会の会員の互選による。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会計事務を行う。
- 4 会計監査は、会計について監査する。
- 5 幹事は、本協議会の運営等をつかさどる。
- 6 部会長は、部会の運営等をつかさどる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第7条 会議は、総会、幹事会及び部会とし、総会及び幹事会は会長が、部会は部長が、招集してそれぞれ議長となる。
- 2 総会は、全会員で構成し、本協議会の重要な事項について協議する。
 - 3 幹事会は、正・副会長、部長及び幹事で構成し、本協議会の企画・運営及び総会からの委任事項などについて審議する。
 - 4 部会は、それぞれの分野ごとに分かれた会員で構成し、部会活動の基本的な計画について協議する。
 - 5 会議は、構成員の過半数以上の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次のいずれかに該当したときはその資格を喪失し、幹事会の承認を経て退会となる。
- (1) 会員が解散したとき
 - (2) この規約に違反したとき
 - (3) 第10条の会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であるとき
 - (5) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が役員となっている団体等であるとき
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等であるとき

(事務局)

- 第9条 本協議会の事務を執行するため、事務局を設け、事務局長及び職員若干人を置く。
- 2 事務局長は、幹事会の命をうけ、本協議会の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
 - 3 事務局長及び職員は、会員及びその関係者のなかから、会長が委嘱する。

(運 営)

- 第10条 本協議会の運営は、会費、補助金及びその他の収入金をもって充てる。
- 2 会費の額は、総会において決定する。
 - 3 本協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

- 第11条 この規約を改正し、又は廃止しようとするときは、会員の過半数の同意を得なければならない。

付 則

この規約は、昭和50年11月5日から施行する。

付 則

この規約は、昭和51年1月21日から施行する。

付 則

この規約は、昭和51年11月11日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 54 年 11 月 9 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 57 年 5 月 10 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 58 年 11 月 2 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 11 年 5 月 26 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は、平成 14 年 5 月 23 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 19 年 5 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

経過措置

第 5 条に規定する役員の任期については、平成 29 年 11 月 2 日から就任する役員に限り平成 32 年 6 月 1 日までとする。